

越後長岡藩儒・秋山景山の『教育談』について ——近世武士教育の一断面——

小川 和也

はじめに

群馬県赤城山麓の県道三号線と四四号線が交わるところに高さ二一メートルの大鳥居が聳える。山頂の赤城神社の一之鳥居で、靈域への入り口を示している。

山頂へは向かわず、大鳥居を横切り、渋川方面に約一キロほど車を走らせたところに、目指す秋山家があつた。

それは、長岡藩儒・秋山景山のご子孫・秋山綽氏のお宅である。かつては勢多郡であつたが、現在は前橋市に編入されている。

景山は宝暦八年（一七五八）生まれ、天保一〇年（一八三九）に没した。享年八一。通称、多門太。字、子交。

名、朋信。景山は号。致仕後、醉翁と号す。秋山家は譜代牧野家が長岡藩に入封する以前からの家臣である。景山は藩校・崇徳館の都講を務め、寛政期に三年間、天保三年に短期間、江戸に滞在した他は、ほぼ国元で藩士を教育した。九代藩主・牧野忠精に見出され、一〇代藩主・忠雅のもと天保改革の指導者となる。著書に『ふみの道しるべ』『亀のよわひ』『夢の道しば』『教育談』『易解』などがある。

私は景山と藩学・藩政改革の関係を問い合わせ、昨年（二〇一二）二月、『文武の藩儒者 秋山景山』（角川学芸出版）という拙著を刊行した。それがご縁になり、一〇月七日から三日間、秋山家を訪れ史料調査をさせていただいた。本稿ではその調査風景と、調査史料のなかから、景山の

『教育談』という書物を紹介したいと思う。

秋山家の主要な史料は群馬県教育員会によつてマイクロフィルムに撮影され、長岡市立中央図書館の文書資料室に紙焼きが収められている。それを使って拙著を書いたわけだが、撮影の状態が悪く、フィルムに定着するまえに史料を動かしたために、不分明な箇所が非常に多く苦労した。そこで、原文書を拝見させていただいたわけである。

秋山家文書は全国的にみて、あまり存在しない藩儒者の史料として貴重であるだけではなく、長岡藩牧野家の藩士・家臣の数少ない史料としても重要である。長岡藩政史料が戊辰戦争時の焼失と第二次大戦の空襲での焼失により大きな損失を受けたことは知られている。維新後、秋山家は長岡から離れたため、長岡空襲の受難を免れた。

しかし、秋山綽氏によれば、別の運命がまちうけていた。御父君・信氏は日米開戦直前の一九四一年夏、「満洲」に渡った。その際、日本にたくさんの蔵書と古文書を預けていった。蔵書は前橋市内の立派な蔵のある薬局へ、古文書類は大胡の牧場へ預けた。敗戦直前の運命の八月

五日、前橋は空襲を受け、蔵書は灰燼に帰し、古文書類は残つた。

原文書ではマイクロの不備から解読できなかつたものが読めた。それから、マイクロ撮影されていない漢詩文などの史料も数多くあり、原文書の貴重さと迫力を感じ、歴史研究において、フィールドワークが欠かせないことを痛感させられた。

私は朝九時から日没まで、連日、時の経つのも忘れて、文字通りの宝の山を拝見させていた。厚かましいことに、たまたま来訪された、綽氏のご兄弟である勲氏、それからご子息の宣英氏・雅毅氏とともに、昼食までごちそうになつてしまつた。

1 「瘤」をめぐる問題

ここで、景山が仕えた長岡藩について簡単に触れておきたい。牧野家は、近世大名としては、初代藩主となる忠成が徳川家康の関東入封にともない上野国大胡に居を構えることで成立した譜代藩である。その後、越後国中頸城長峰への移封を経て、元和四年（一六一六）、同

じく越後国の長岡に移封され幕末維新まで存続した。石高は七万四〇〇〇石。長岡入封以後一一代の藩主が続き、二四〇年余りを、同じ石高を保つて統治しつづけた。移封を重ねる譜代大名が多いなかで、長く一力所に止まつた珍しい例の一つといえる。

牧野家の家臣団のうち、家老、奉行が藩政を決定する評定衆、あるいは、列座と呼ばれ、藩権力の上層に位置する。家老が五名、奉行が七名を定数とし、臨時に中老が置かれることがあつた。藩士は扈従組と徒士組の上下二つの階層に分けられ、扈従組を大組と称し家老の支配、徒士組を小組と称し奉行の支配とした。扈従組は戦闘の際、騎馬で出陣する。徒士組は文字通り徒步である。このほかに、寄合組と称し、家臣となつた際の由緒により、家老・奉行の支配を受けない特別の家が数家あつた。以上が士分の者たちで、者頭に統率される足軽・中間・長柄・同心などの卒分が存在した。

士分の人数は、元和四年の長岡移封の際に二〇一人であつたが、寛永五年（一六三八）には二六三人、寛文年間（一六六一～一六七二）に四九三人と当初の二・五

倍ほどに増えている。寛文以降は、元禄二年四八六人と微減、だが、宝永四年（一七〇七）五二四人、安政六年（一八五九）五三五人と増加、文久二年（一八六二）には六〇〇人を超える。藩士の増加の傾向は、一〇〇石以下の下士階層の者であつた。

牧野家に仕えた秋山家初代は四郎左衛門である。もともとは甲斐の武田家の土屋昌次に従つていた。牧野家が大胡にいた時代に家臣となつた。一五〇石という禄高から出発し、三代・四郎左衛門のとき、二七〇石まで加増され、藩の意志決定に参加する評定衆まで上り詰める。しかし、四代・市左衛門のとき秋山家は断絶という处分を受ける。その後、秋山家は譜代家臣の由緒から再興され、景山は八代目ということになる。

今回調査した史料はたくさんあり、まだデータを整理しきれていないが、現段階で明らかになつたことをいくつか紹介したい。

まず、一大痛棒をもらったのは「瘤」の件である。拙著では、秋山景山の伝記のすべてが大正期に刊行さ

れた阪口五峰の『北越詩話』（一九一八）に基づいていることを明らかにした。さらに、『北越詩話』の景山の記述

が景山の没後、天保一三年（一八四二）に景山の子孫と門弟により、昌平礪の教官・古賀桐庵に執筆を依頼した「景山秋山君墓碣銘」に基づいていることを明らかにした。ちなみに、景山の墓は長岡市日赤町の本妙寺にある。その墓には墓碣銘は刻まれていない。

景山に関する文献は、五峰の著作をもとにしており、そのなかに景山の額に瘤があるという記述があることから、これまで「瘤の学者」と呼ばれる、とされてきた。しかし、まず、桐庵の「墓碣銘」にはその記述がないことから、拙著では、果たして瘤はあつたのか、という疑念を示しておいた。

史料調査二日日の日暮れ近くのことである。何十枚もの史料が束ねられているものをひもとくと、罫線のある紙に、「景山秋山先生碑銘」と書かれた文章を発見した。内容は桐庵の「墓碣銘」と同じものである。であるので、さつと片付けようとした。

しかし、桐庵のものが「秋山君」となっているのに對

し、これは「秋山先生」となっている。

（までよ。昌平礪の教官であり、景山に師事したこともない桐庵が「先生」と呼ぶのは妙だな……）

不思議に思つて、読み進めると、（これは！）驚くべき事実にぶつかつた。なんと、桐庵が「眉疎耳聳眼光四射」と記した箇所が「眉間有大瘤眼光四射」と書き換えられていたのである。書き換えた人物は、景山の「門人」中澤雪城であつた。つまり、江戸で桐庵が書いた「墓碣銘」を国元である長岡藩の本妙寺の景山の墓前に捧げるときには、何力所か手が入れられていたのである。景山の弟子が記している以上、景山の眉間に瘤があつたのは搖るぎない事実である。ただし、「瘤の学者」と呼ばれたという史料は目にしていない。

ついでながら、拙著では、秋山家の菩提寺・本妙寺の宗派を日蓮宗としてしまつたが、長岡士族・柏友会々員で同寺の檀家であられる今井謹之助氏より、「法華宗陣門流」であるとのご指摘を受けた。不明を恥じ入るとともに、この場を借りてお詫びして訂正しておきたい。

また、拙著では、従来の、景山を徂徠学者、あるいは、「朱子学的徂徠学者」とする点に関しても疑惑を呈して

おいた。景山が徂徠の高弟・服部服南の孫・真蔵（伸山）に学んだことは事実であり、徂從性を受容していたことは明かである。

しかし、まず、景山自身が自らを徂從性学者とする史料が見当たらぬことと、また崇徳館で徂從性の著作・徂從性学派の著作を講義した記録がないこと、また徂從性の經典解釈と違う見解をもつていたことなどを明らかにした。そして、徂從性学者という学派の型にはめることに、どれほどの意義があるのか、また、徂從性学者だつたとして、それが藩の教育にどういう影響を与えたのかといった問題を提起しておいた。これらの点に関しては、今回の調査で徂從性の『論語徳』の写本がみつかつたことを挙げておきたい。

2 『教育談』の世界

以上のように、拙著の訂正点、今後、考察を深めなければならぬ点が発見された。次に今回の調査で詳しく

みることができた、長岡藩の武士教育に関して非常に重要な史料となる景山の『教育談』について述べたい。

まず、景山が都講をつとめた、長岡藩の藩校について

簡単に説明しておこう。

長岡藩の藩校は崇徳館である。文化五年（一八〇八）に開校した。学問所内を遷善閣（徂從性）と成章堂（古義学）に分けた。始め二階建てだつたのを、のち平屋造りとした。景山が教えたのは、二階建ての時代で一階に成章堂、二階に遷善閣があつた。

教員は都講二・督學二・教授四・助教一四・監事二と、いう構成で、藩厅に崇徳館を統括する書物掛がいる。通学生は二〇〇名とされる。学生は素読生と質問生にわかれ、教科書は素読生が四書五経・唐詩選・古文前後集・文選^{もんせん}で、質問生が小学、近思錄、四書五経、左伝、国語、二程全書、史記、漢書などをもちいた。カリキュラムは、素読・質問が午前の辰の刻より、午の刻まで（午前七九時から正午）。午後は都講の講義が毎月六度、学生の輪読が毎月六度、詩文会が毎月二度行われた。素読の試験が毎月二度行われたとされる。

都講と学派について、「徂從性」として初代都講についたのが秋山景山で、「古義派」として初代都講についたのが、伊藤満蔵（東岸）とされる。これらの記述は、藩校関係者が執筆したもので参考になる。問題は、ここに書

かれていない学問状況である。

拙著では従来の「藩学」概念が「文武」教育のうち、「文」すなわち、藩校といふ学校の儒学教育に偏重していることを指摘し、「藩学」を武士にとつての学問・修練として、儒学のみならず軍学や藩の伝統を踏まえて広くとらえるべきだと主張した。長岡藩のみならず、「藩学」を藩校教官が学んだ学派によつて区分するだけでは、藩学の本来の姿は見えてこない。拙著では景山の思想の基底に、「御家」の思想とでもいふべきものがあり、それが、儒学受容に大きく影響し、規定していることを明らかにした。景山は、学者が大名家に招聘され、召し抱えられる場合とちがつて、もともと武士として仕えていた。その後、独学で研鑽して学問を修得し、藩儒となつた。つまり、学者である前に、越後長岡藩の藩士、あるいは、譜代牧野家の家臣という強い自己意識・認識がある。

この景山の武士意識・「御家」意識を考える上で重要なのが、景山の著作である『教育談』である。景山は、天保七年（一八三六）一二月二二日、再度の都講退役を願い出、許されている。このとき、七九歳に達していたが、最晩年にいたつても、なお、教育への情熱で

が衰えることはなかつた。『教育談』は同年一月に書き下ろしたものである。

拙著ではその一部を紹介したが、このたびの調査で解読できなかつた箇所が読めるようになつたので、本稿末に全文を翻刻してみたので参照されたい。

『教育談』は全二四丁。序と一六箇条から成る。奥書に「天保丙申（天保七）正月吉 秋山醉翁七十九歳誌」とある。「醉翁」とは致仕後の号である。内容は、子育て論である。いかに立派な武士となるよう育てるか、といふもので、読者対象は牧野家の家臣たちである。

序に、執筆動機が述べられている。それによれば、福井藩士・大道寺蓬洲なる人物が、宝曆期に書かれた『如件談』^{じよけんだん}という書を熟読して感服した。『如件談』は箇条書きの最後が、「初心の武士の為、如件」という決まり文句で結ばれていたために、そう名づけられた。福井藩で大道寺姓となれば、『武士道初心集』を著した大道寺友山が著名である。蓬洲が友山の関係者であるのか、確認できていないが、それを匂わせる記述になつていて、実は、『如件談』は、宝曆（明和）期にかけて、長岡藩の「御家」の思想をつくりだした藩儒・高野余慶の著作で

ある。戦前まで存在が確認されていたが、現在は所在不明で、その内容も分からなかった。しかし、景山は『如件談』の「初心の武士というは、十六、七歳以上、番入りをも仕りたる者の事成るべし」と解説している。つまり、『如件談』は、藩の役職に就こうとする若い武士たちに向けて書いた教訓書であった。景山は、蓬洲が『如件談』に感服したことを評価し、「子息も有りて、天晴れ見事に育て上げたる人とさえ思わる」と述べている。景山は蓬洲に仮託するかたちで、『如件談』を賛美している。つまり、『如件談』に触発されて『教育談』を書いたといいたいのである。

さて、いつたい、景山は、どのように子育てをせよというのだろうか。景山は「子有りて教えざるは父の過ちなり、教え有りて習わざるは、子の罪なり」という「古語」を引く。同様の言葉は『進学往来』など往来物にもみられる。では、儒学や学問による人格形成を促そうとどうのだろうか。そうではない。天保の藩政改革において、言葉による意思疎通が大切と主張した景山にして、あろうことか、武士の父子間においては、言葉による教育を批判し「不言の教」を説く。

きわめて興味深い事実は、『教育談』のなかには、儒書からの引用があまりみられないことである。一方、越後流軍学書の『日本伝治乱要決』や高野余慶の他の著作『郷俗育養談』からの引用が見られる。拙著で明らかにしたように、景山は越後流軍学の師範代をしていた。単なる学者ではなく、まさしく「文武」の藩儒であった。

たとえば、「人心同じからざる事、その面の如し」とあるのは、『日本伝治乱要決』の「自立卷」からの引用である。また、『郷俗育養談』については、「楠中将の筆記な

少年の体を育るにハ、自身のおこなひを手本に取せ、武士の魂を取失ハさらしむるを専務とすへし、是を不言の教といふ、不言とて常に物をいハぬといふ事にはあらす、身行を以教となす事也、言語を以教れハ言語を以受る故、平地ニ水を灑くか如く、其潤入

ること浅し、身行の教ハ彼より厳明して受るゆへ水のひきゝに就くか如く、その入こと深し、能々味へきにや、

子は父の背中をみて育つという。父親が、自らの行いを「手本」となるよう、「武士の魂」をもつて立ち居振る舞う、その姿をみせて教育せよといふ。それが一番の教育で、心に深く浸みとおる。一方、言語による教育は、子どもの内面に浸透しにくい、といふ。

だが、言葉による教諭は全面否定されているわけではない。幼年のころ、源頼光の酒呑童子退治、渡辺綱の羅生門の鬼退治など「古来の名将・勇士」の話を聞かせよといふ。やがて、合戦や忠義の語を好むようになり、それらの物語を読むようになつて、「博覽多聞」「忠孝を守る」人物の基礎となるといふ。

そして、「御幣被り」の臆病者に育ててはならならない

といふ。御幣被りとは何か。御幣とはお祓いのときの道具で、御幣被りとは、迷信や凶事・縁起を気にかける者のことである。具体的には「第一、命を惜しみ、死ぬといふ事をば口にも嫌い、耳にも嫌い、甚だしきに至りて

は、仮字遣いの志の字までも忌む」ような者である。「志」は「死」に音が通じるからである。一方、余慶の『如件談』は、「開卷第一条に武士たる者は、死の一字を心頭に當て、生涯念々忘れるべからず」とあるといふ。そこで、「御幣被り」の臆病者は不覺悟にも死を恐れ『如件談』を「さてさて忌々しき書なり」と投げ捨てようとする。これでは武士という家業は務まらない。武士の教育は「忠魂」を「仕込む」ことにある。たとえば、寝起きの際にも、城に背を向けてはいけない。「君上を尊敬し奉る筋を、よろず付けて申し教えるべきだ」という。

面白いことに、景山は主君への献身的な「忠魂」のあり方を、「愚民」の信仰心に譬える。「愚民の仏法を信じ、……小兒・婦女子に至るまで、身命を惜しまぬ如く、武士の悴も忠義の道を稚心に染み込ませ、一生の魂と成すべきなり」。武士の主君への忠誠を、敬虔な佛教信者が一心に信仰する様子に譬えているのである。

景山は、「悴は我が子なれば、我が心次第なり」という者あり、大なる心得違いといふべし」と、そもそも我が子と考えること自体が間違えだと説く。では、何なのか。「先祖代々の家名を相続すべき気運に当り、天より授け玉え

る者なれば、主君に対し、先祖に対しては大切な預かり物なり」という。すべての子どもは天からの預かり物である以上、長男と次男以下の兄弟とを差別してはいけない。「次三男なればとて、君恩の下に生まれ立てし者ども」であり、君命に応えられるように、均しなみに武士教育を施さなければならぬのである。

おわりに

武士にとって学問とは何か。儒学とは何か。それは、「御家」に仕える主体を鍛えるためである。従来、朱子学は科挙官僚制を採用した近世中国の国家体制に適合するが、封建的主従制を国家体制とする近世日本には適合しないとされてきた。

しかし、景山の場合、儒学者であると同時に、越後長岡藩牧野家の主従意識、主君への強烈な忠誠心をもつていた。従来の不適合説でいえば、この主従意識・忠誠心が弱く、家産・行政官僚意識が強い武士の方が、儒学を受容しやすくなることになる。だが、武士と儒学の関係は単純な構造ではなく、強烈な封建主従意識が「御家」を担

う政治主体性を呼び覚まし、その結果、儒学への強い関心に向かう場合がある。『教育談』はあるべき家臣像を説いて止まないものであり、武士教育の盾の半面を明らかにしているように思える。

主従制と儒学の関係、主君への忠誠と行政官僚意識の関係、つまり、武士の主体形成の問題については今後も検討していくたい。

以上、今回の史料調査の成果の一部を紹介した。今後さらに史料を精査・分析すれば、まだまだ新たな事が発見されるはずである。原文書に触ることができ、念願がかない、また、非常に大きな収穫であった。

秋の日はつるべ落としという。私は、調査を終えて、秋山綽氏にお札をいつて、薄暗くなつた門を辞し、車を走らせた。

ライトアップされた大鳥居を横目にみたあと、やがて南下し、大胡駅のほうへ向かう。そこは、江戸時代の初め、長岡藩牧野家の居城だつた大胡城跡と、牧野家の菩提寺があるところである。

すでに述べたように牧野家は近世初期に、上州大胡→

越後長峰を経て、長岡に定着した。大胡は近世大名の出発点といつていい。そして、秋山家は甲斐武田家の家臣であつたが、この大胡時代に牧野家の家臣となつた。現在の秋山家が近世の主従関係を結んだ、その出発点のちかくにあるのも何かの機縁なのかもしれない……と考えながら、さらに北関東自動車道へと車を走らせた。

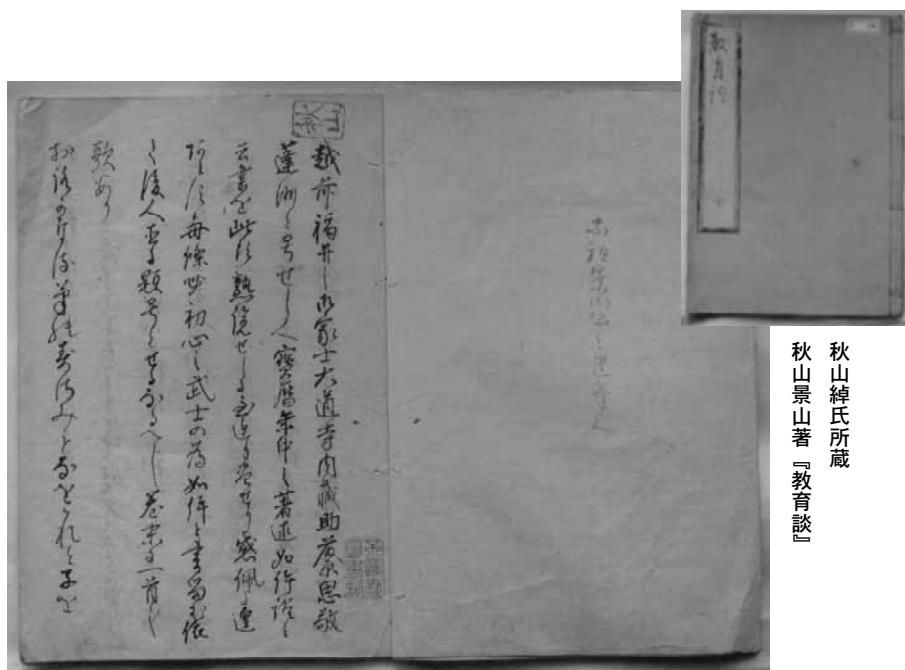
【附記1】

本取材・調査において、秋山綽氏に大変御世話になつた。調査をご承諾いただいたことに対し、改めて御礼申し上たい。なお、本稿の内容が新潟県長岡市で発行されている月刊フリーマガジン『マイスキップ』(vol.一三一、二〇一一年一二月六日発行)掲載の拙稿「その後の秋山景山」と一部重複していることをお断りしておく。

【附記2】

本稿は文部科学省科学研究費補助金（研究種目「研究支援スタート支援」、研究課題名「近世領主・政治思想研究の深化のために」、課題番号「23820004」）より助成をうけた研究成果の一部である。

秋山綽氏所蔵
秋山景山著『教育談』



秋山景山著『教育談』翻刻

へし、卷末に一首之歌あり、
おろかなる 筆のすさみも なをかれと

子をおもふ親の かたみとも見よ

是を以て考るに、子息も有て天晴見事に育て上たる人
とさへ思ひる、猶考るに初心の武士といふハ、十六七
歳以上、番入りをも仕たる者の事成へし、夫ニ付一向
若き者ハたとへ一覽したりとも、感服の念薄るへし、
二十歳已上三十とも成り、一見識立たる者、此書を見
んに親々の育て柄、其身の見込も出来て十人に二三人
は只見流し置者無しともいひ難し、人心同しからざる
事、其面の如し、たとへは諸国を歴遊せむに山河の受
方、城郭の險易、爰の攻口彼所の退口など、心を留て
古戦の勝敗に慨嘆して通る者も有へし、或ハ名所旧跡
を探索し、古歌を吟し、自詠を留め、勝景に見とれれ
て過るも有へし、或ハ田野広狭、地味の肥瘠、運漕の
通塞に工夫を凝して通る者も有へし、是等は本より身
分の違ひに依て左も有なん、武士は一樣の身分成ハ、
志もまた一樣成へきに、忠義を肝膽に銘して一度の主
用に身命を擲ち、代々の高恩を報じ奉らんと思ひ込て
居る者あり、人並々に今日を勤て別段の不調法さへ無

(外題)
教育談 全

見返し (朱字) 宗祖景山公之遺筆也

(内題なし)

「秋山」角朱印 「不羈斎図書館」角朱印

越前福井之御家士・大道寺内蔵助藤原思敬、蓬洲と号
せし人、宝暦年中之著述、如件談と云書を此頃熟覧せ
しに、至れり尽せり感佩に遑あらず、毎条必初心之武
士の為、如件と書留む、依て後人直二題号とせるなる

れハ済そと、一生を虚く過るも有り、勢利を好む心ふかく、漸く望も足ぬれハ、君恩は忘れたるか如く汚名を流す者も有り、是皆幼弱より育柄の善惡に因て先入主となり、後にハ黑白雲泥の違ひとなりぬ、然れば武士たらん者、親の役目と心得、我子とのミはおもふへからず、先祖代々の家名を相続すへき氣運に當て生れ出たる男子なれハ、我跡役の者を幼少よりをしへ立よと、天より被仰付たると存し込、朱に染て赤くするも、墨に染て黒くするも、悉皆我一身の功罪に懸れり、然ハ東西をしらぬ旅路の指南をする如く、幼弱の發足を油断すへからずと思ふにそおろか成心付ひとつふつたつ書しるしぬ、是如件談の不足を補ふにはあらず、凡親切成先哲の書を読に、能其教の種を受入れしめんと、人の親の地拵に入念有度との老婆心也、見ん人拙きを見ゆるし給へといふ、

一にしへ胎教とて胎内に在より既に教法有よし也、是はひとへに母の慎ミと聞へし、しかれハ出生の後、其父たる者、目に悪色を見す、耳に悪声を聴かす、口に傲声を出さす、坐作進退を正し、礼儀を嚴くせは氣性の通する所、小児の徳性を養ふに何ぞ益無らんや、

一小兒四五歳迄之内、未婦人の手を離すといへとも、高貴の御方ハ種性よろしく、氣質順信成婦女を撰て養育有ゆへ、教法をろそか成事なし、小身の士は朝夕奉公の暇にハ抱き拘への世話も致すへし、此程の養ひ方を挾提教といふ、又幼少なりとて愛に過れば、我僕者に成を気遣ひ叱りせこめたりとも、聞受る耳も無れハ、氣象の縮るのみなり、聖人の道には斯る幼弱者にも教法有り、追々記すへし、人の父たらん者深く心を留むへし、

一男子六七歳ニも及へハ、婦人の手を離れ、住居も別屋敷杯に成れとも、賢良の臣下を撰て御付人・御守役等被仰付ハ高貴之御事也、小身の士は君・父・師の三役を老人二て引受、日夜膝元に育上る事故、仮初の心配にては叶ふへからず、子有て教へさるハ父の過なり、教有て習ハさるハ子の罪なりと古語に見へたり、人の父たるもの厚く思ひ取へきなり、

一少年の倅を育るにハ、自身のおこなひを手本に取せ、武士の魂を取失ハさらしむるを専務とすへし、是を不言の教といふ、不言とて常に物をいハぬといふ事にはあらず、身行を以教となす事也、言語を以教れハ言語

を以受る故、平地ニ水を灑くか如く、其潤入ること浅し、身行の教ハ彼より厳明して受るゆヘ水のひきゝに就くか如く、その入こと深し、能々味へきにや、

一男子たる者にハ怒の声を聞しむへからす、怒の声を聞習ふ時ハ自然と氣分荒々敷、よろつの物いひ龐暴にして大智を成す事能ハす、淫佚の噂（いんいつ）を聞しむへからす、

淫佚の噂を聞習ふ時は成長の後、酒食に耽り色慾に溺れ、先祖を忘れ奉公の志を破る、尤恐れ慎むへし、勢利の談を聞しむへからす、勢利の談を聞習ふ時は貧しけれハ諂媚（てんび）を表とし、富る時は驕奢を飾とし、忠義勇の本心を失ひ悪名を流す事、皆是より起る、勢利の談に小賢しき者ハ、かならす忠孝に疎き者と知へし、武士の風上ニも置へからず、

一幼年の男子昔物語など耳に入る程にも成なは、其気分にも叶ふべき頼光之酒呑童子退治、渡部綱か羅生門にて鬼の腕を切たる杯、古来之名将勇士の咄を語り聞せ、名を見る様、心懸へし、是を面白く覺れば、古戰忠義の咄しを好ミ、追々年立に従ひ本読む事を樂ミ、博覧多聞之本立と成、忠孝を守るの道引と成、軽き事ニあらず、人の親たる者、此心付有へき事なり、

一楠中將の筆記なりと申伝へし郷俗育養段（ママ）と云書に小児の成立爪くハへして人前を恥ち、思ひ入たる事にハ涙を落し、よろつ内場に見ゆる者に抜群の英雄出来るもの也と、いかにとなれハ、沈深の大智を生れ付何弁たるにハ無れとも、恥へきを恥ち、恐るへきを恐るゝ道理に明らかな故也、成長の後、文学の力を得て勇氣を發するみに至てハ双ふ者有ましきとなり、是ハ上品の生質なり、又氣性十分に満ち、飽まで氣象を立抜き、手に余りたる者の内より百人勝れの豪傑出るものなりと、是ハ如何にも心の締り強く理非の弁へ無き内ハ、わんはく者とてても余されしも、成長之後、筋道を合点し、武士の嗜といふ儀を了解する時は、忠義の居ハり堅固にして命を限り二の足を踏ぬといふ覚悟を窮め切たる剛の者と成事なり、是ハ中品の生質なり、又年頃より利発にして人前を憶せず、程々を見て相応の挨拶も出来誉め者に成ハ、生涯仕出たる事もなく坐敷士にて終る也と、是ハ氣象柔弱にして女の如く、成長の後も容体口上振杯はかりを取繕ひ、人に揉れて一生を過し、とても勇士の数に入難し、是を下品の生質といふ、中頃熊澤了海（蕃山）と聞へし大儒の著ハした

る集義和書にも此趣を記せり、然れは先賢の見識驗有事と見へたり、子を見る事父にしかすといふ古語は有から、親の眼暗くして磨て玉と成すへきを、石なりとて棄るもあり、珠なりとて玩へとも終に価を増ぬもあり、枝を矯め葉を透して庭木作りの早成りを急ぐへからす、大器ハ晚成すともいへは、務に棟梁の材を養ふ、是人の父たる者の用心なり、

一 武士の子たる者幼少なりとて、鬼よ怪物よと驚し恐れしむへからす、度々驚き恐る者は、成長の後まで臆病神の離兼るもの也、欺きたふらかすへからす、常に欺きたらざるれハ、小児ながらも人を欺く智慧は付易し、

是を面白く覺ゆる時は、成長之後迄詐偽を智慧と心得、表裏士と成者多し、親族の間にも目上の人に言葉を反すことを見聞しむへからす、道理さへ有れば言葉は反さるものと思ひ取る時は、年長の後、親類ハいふに及ハす、身分の高下、年輩の長幼、道芸の差別にも遠慮無く礼義に違ひ、我慢に長し、喧嘩口論を仕出すたくひ、真勇の士に決て無之事也、親たる者厚く心付可たりん者能々考へ知るへし、

一 前条之如くいハんには、吉凶も無く禍福も無しと万事をいひ破ると思ふ人も有んか左にあらす、凡吉凶禍福は聖人君子の最慎玉ふ所にて等閑に心得へき事にあらず、第一日月の光星宿の運ひ風雲の変動を始として鳥獸の鳴声、艸木の榮枯に至るまで、悉く心を付へき教有之なり、大事に祭り有り、是を禳と云、はらふと訓す、禍を払ひ除く也、小事にハましなひ有り、是を厭と云、凶事を押へ留る義にてをさゆると訓す、扱祭りましなひをすれハ、早氣遣無しと安堵するハ道知らぬ有なり、

人の誤り也、是を如何にといふに、吉凶の兆し顯るゝ
ハ天物いハす形を以告にし、其身の行ひを改むへしと
の限り無き御仁徳なりと心得へし、斯る深義を知らす
して言破るハ不敬也、一向泥むは愚痴也、只時処位を
見合せ世格の習ハしに従ひ御幣被きの臆病者也といハ
せぬ様、武士の親たる者心懸へし、

一彼御幣被と云者の様子を聞に、第一命を惜ミ死ぬとい
ふ事をハ口にも嫌ひ、耳にも嫌ひ、甚敷に至てハ仮字
遣ひの志の字までも忌むよしなり、か様の者に如件談
を見せは、開巻第一条に武士たる者ハ死の一宇を心頭
に当て生涯念々忘るへからずといふに至て読も果す、
扱々忌々敷書也と頓て投棄へきかと思ハる、其身こそ
癖付改め得すとも、責てハ武士の慄たる者さ様の靈氣
者を見習ハぬ様致度事也、

一幼弱之慄を育るにハ、忠魂を仕込を旨とすへく、既に
六七歳にも及び物事耳入る程にも成なは、仮初めの寝
起にも御城の方を跡にせぬものといふより、君上を尊
敬し奉る筋をよろつに付て申教へし、其余是も御威光
是も御高恩と親たる者身に行ひ、言葉に顕ハして子心
に迷惑からぬ様教訓の仕方有へし、左もあらは愚民の

仏法を信し如来開山とたにいへは、小兒婦女子に至る
まで、身命を惜ぬ如く、武士の慄も忠義の道を稚心に
染esse、一生の魂と成すへきなり、

一慄は我子なれば、我心次第なりといふ者あり、大成心
得違といふへし、先祖代々の家名を相続すへき氣運に
当り天より授け玉へる者なれば、主君へ対し、先祖へ
対しては大切の預り物なり、されば心の及ぶたけ見事
に育て上げ忠勤を尽さしむるは、則ち己が身の忠孝此
上なし、能々考へ知へし、

一長子はさも有なん、次三男の身ハ運次第なれハ、精魂
を費し世話焼にも及ハし杯いふ者あり、是又大き成心
得違也、既に運次第といふハ他家相続之儀等決て無之
と思ひ切たる舞にあらず、次男三男迄も平日之教法正
しく屹と御用に相立つへき人品なれとも有付之無き是
をこそ運ともいふへけれ、育柄行届かす品々龜末にし
て、店さらしと成しを運と心得るハ勿体なき事也、又
大事の御供仰付られん時、大勢の子共、若党・鎗持杯、
口取様の場へ召連れ励しき場にて親子兄弟後ろを合せ、
一体分身の働きを成さは、小士の功名、天晴此上有へ
からず、此斯に臨ミ男子ハ一人も多くほしき者也と羨

む人も多かるへし、次三男なればとて君恩の下に生立
し者共也、我子とのミ思ふへからす。

一子有て教さるハ父の過ちなり、教て勤めさるハ子の罪
也と古書に見たり、されば子を教るハ父の受たる役目
なり、尤油断すべからず、然るに子ををしゆるハ威厳
に如くなし、若き者ニ白き歯を見せては済ぬといふ者
有り、是又大成心違也、如何にとなれば、父子親有ハ
五倫の道也、人の父としてハ慈に止るといふは大学の
聖語なり、然るをためつすかめつ、一寸の見逃しなく
兎や角と折檻を加ふるハ恩を賊ふ者大成者にて、子た
る者朝暮の定省出るに告げ入て面する定式の礼儀ハ無
怠勤る共、又もや叱を受んか咎めをや蒙らんと、常に
おそらくとして、父の面前に長居を仕兼る様に成行も
の也、斯る味にて次第々々に末子等に引くらべては父
子之間うとくしく見ゆるゆへ、脇目より不和の様に
いひなし、様々の宜しからぬ事を引出し誠の不和に成
行事、古今其ためし多し、此体に及びなは家道は敗れ
たりと心得、速に取直す仁慈の工夫何ほども有へし、
一前条の如くいハんにハ、威厳ハ父の道に非るかと疑人
も有んか、さにあらす、家ニ父有を嚴君と云ハ易経に

見へたり、孝教にハ君にハ其敬を取り母に其愛を取
る、是を兼るものハ父なりと云り、是嚴ハ君父の道た
る証拠也、然れども是を受用するに大に相違の有事也、
君子の嚴といふハ論語に 然として人望て是を畏ると
いふに同しく、有威て猛からず本仁より敷して天地之
徳に齊しき義也、世人の嚴と心得たるハ十に八九迄も
孫子に將は智仁勇嚴の嚴にて軍略までは上も無き事な
れとも、大將の徳に備りたるハ格別用る所は術なり、
徳にハあらす、家道に用難き所有り、家道に術を用る
に至て敗亡の基成へし、

一家風と云事有り、主人の心遣に因る事也、和順成家風
有り、律義成家風有り、堅固成有り、不綺成有り、或
ハ驕奢、或ハ儉素數十百人の家風同しからざること、
是又其面の如し、我一代の事は主人の采幣次第たるへ
し、憚ハ親と違ひ少し手広成生質にて、是迄儉素を守
るべきとも覺へすと心付ハ有ながら、死後の事迄ハ入
らぬ世話なりと打放下して居るハ心得違ともいふへき
歟、譬へは父母愛子など重病にかゝり十八十迄死症に
定りたりとおもひ極る事能ハす、葉は本より仏神に祈
願し、一生を乞願ふハ人情の厚き所、忠孝も是より溢

れ出れば愚痴なり様思ひ悔るへきにあらす、然れは詮なきまでも教訓せでハ不叶道理也、さればとて前にいへるか如く、威厳に過ハとても心服に落さる、轡繩をしめ切るのあやまり有んも難斗此斯に至り、船をあれの岸に着へき不言の教を施して、父たる役目を尽すに如くハ無るへし、

一 武士の家に生れたる若者の不所存といふハ遊所通ひの外、大方無きもの也、水ハ方円の器に因て形を成し、人は善惡の友に因て行ひを変す、又其人を知らすんは其交る所の友を視よともいへり、然れは悪友を遠ざくるハ親たる者の第一義なり、去ながら悪友と見込んだる者へハ勿論、其親族へ対してなりとも卒爾の挨拶等堅く遠慮有へし、いかにとなれば此方にこそ相手を悪友と見込たれ、相手の親は此方の慄を悪友と見込んで居らんもはかり難し、然処人其子の悪しきを知る事無く、一図に相手を悪友と見込、絶交拝申入んにハ人の子に悪名を付るといふに成て、互に怒り腹立のミ、其益少なかるへし、夫のミならず、双方の若者後之番方役義等に付、同勤す間敷にもあらす、其時に至りたかひに遺恨を含ミ居らば、第一主君の御為よろしからず、則

ち不忠ともいふへきや、慎むへし、就てひとつの談話有り、江戸表に於て去る屋敷士若年にて父に別れ母の手にて生立しか、いつとなく悪所遊びを覚へ、母の教訓をも用す、或時、夜深く帰りし処、母は持仏に燈明をかゝけ珠数を繰り、念佛の様子也、不審ながら打過しに、其後毎度其通り也、弥不審に存し室内に様子を尋しに、今始ての事にハあらす、留守とさへ申せばあの如く最早程久しき事也と答ふ、ますく心に落付かね、母に対し此程夜通の御念佛、万一御老体寒氣の御障等有之てハ一大事の御事也、是よりは昼の方へ繰合され、夜ハ早く御休被成然るへし、左様に無くては我か身に取り不安心に候と申ければ、母は顔色を和け、老体を案して呉らるゝ心体忝く存る也、去ながら我ハ後生の念佛にあらす、其方の我を案せらるゝ如く、我も其方を案す故の事也といふ、猶不審晴らす推て其意を尋しに、其方慥成家来も召連すひたすらの夜行、万一路中などにて如何成酒狂人無法者喧嘩口論を仕懸け、狼藉をすましきも難計、是を心底に案したりとも何そ了簡無くては其方の父君へ対し申訳立難し、依て留守ともなれハ持仏へ向ひ、只怪我あやまち無様に守らせ

玉へと、仏ハ申に及ハす、御先祖代々の御位牌へ祈念する念佛也、女ながら其方被申事を聞分ぬも如何なり、依てハ通夜の念佛を思ひ止らば、以来夜行ハ有間敷か、夜行を延引有におるてハ念佛ハ屹と延引すへし、何れとも其方心任せ也と有けれハ、頭を低たるのみにて、一言半句の答に及ハす、是迄の不所存を段々詫入れ長く遊所狂を思ひ留りしとなり、元来格別の賢女たりしや、異見の仕様も有れば有るもの也、教も又術多しとハ斯る事をそいふへき、

一前にもいへる通り、父子の間は仁慈を本と心得へし、父たる人の身行正しければ、怒を用すして威厳ハおのづから備る事也、易に忿を懲すと有も此義と見へたり、或藩中の若士父の前へ出、今日捨置兼候用向にて何某の方へ罷越度旨願けれハ、夫ハ大儀成事也、今宵は老両輩へ案内申入置たり、其方留守にてハ勝手の都合無心許、黄昏前には帰るへきやとなり、御間を受候候程の儀ハ決而有之間敷と申出行しか、老人の癖にせへくしく、早くより待兼在しに、悴は走り込様子立帰り頓て面前へ罷出、御待遠に被思召つらん、先方の用向相済帰宅ニ趣候処、何某の屋敷にて夕馬の様子相見

へ候間、一寸立寄候へは、主人始め満悦之挨拶有之、拵銘々率來られ候手馬之内、殊之外口強にて六ヶ敷か所望に預り、帰宅を急候故、辞し申さんとは存知候得共、悪馬を見懸て後ろを見たりといハれんも残念に存し、心ならす望に従ひ候所、仕合ニハ一統之感賞ニ預り跡は理合之論杯始り候へ共、早々申断り存之外遅刻仕り、不調法之旨、色々申訳致せし処、父はほとんと笑つほに入り申訳杯をは、耳にも入らぬ様子にて嘸々面白かりつらん、第一大手柄なりし、我等も馬術をは壯年之頃、殊之外好ミしか乗損して今に至り残念、わすれ兼るも有り、又我ながら出来たりとおもふ時は空をも翔る心地のするものなりなど、来客の事をも打忘たりと思ふ程なりしとて、此内に父の申付を重し、色々心氣を苦しめ間を欠さりし賞美を有り馬術之談に我をわすれて武心を磨く教も籠れり、自分の待兼し腹立を洗ひ、悴の心を慰めし、父子の親をは申に及ハす、元より威厳を失ハさる慈父の庭訓是を不言の教といふ、